

## 刑務所出所者等の就労支援のお願い

受刑者や少年院在院者の円滑な社会復帰が、再犯防止に効果的であることから、法務省、厚生労働省及び経済産業省が連携し、刑務所出所者等の就労支援を推進しています。

犯罪や非行をした人が、再び過ちを繰り返さないよう立ち直るためには、定職を持つことによって収入を安定させ、社会に受け入れられることが重要です。犯罪のない安全・安心な社会を目指し、犯罪や非行に陥った前歴のある人を差別することなく積極的に雇用し、その更生を支援する地域ボランティアである協力雇用主制度という制度がありますので、事業主の皆様の御協力をよろしくお願い致します。

協力雇用主になるためには、特に資格は必要ありません。更生への理解と熱意があれば、どなたでもお引受けいただくことが可能です。試行的雇用による奨励金を受け取ることができる制度（トライアル雇用事業）や、採用前に職場に合った人材が確保できる制度（職場体験講習委託事業）を利用いただくことが可能な場合があります。

詳しいお問い合わせ先は、次のとおりです。

津保護観察所

津市中央3番12号 TEL059-227-6671

三重刑務所 企画部門（分類）

津市修成町16の1 TEL059-228-2161